



社会福祉法人セント・ジョセフ会
聖ヨゼフホーム



職員宿舍借り上げ支援制度規程

〔目的〕

第1条 本制度は、法人が、聖ヨゼフホーム（以下、園とする）に勤務する職員に対し、家賃を軽減して法人が借り上げた住宅に入居させることにより、園の人材確保及び施設運営の安定を図ることを目的とする。

〔制度の要件〕

第2条 本制度は、法人が、東京都児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業（以下「支援事業」とする）を活用して賃貸住宅を借り上げて、対象職員に一部自己負担額で入居させる制度であることから、東京都が支援事業を廃止、中断、延期する等により、事業費の予算措置が講じられなくなった、あるいは講じられなくなることが明らかに予見される場合は、対象期間中であっても制度の実施を中止し、退去を求めることができる。

〔対象者〕

第3条 以下の各号をすべて満たす職員を対象職員とする。

- 1) 園に勤務する常勤及び常勤的非常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の施設長、直接処遇職員（保育士、児童指導員に限る）、専門職（栄養士、家庭支援専門相談員、心理職員、自立支援担当職員、個別対応職員、里親支援専門相談員、看護師等）のうち、園に採用された日から起算して10年以内の者であること
- 2) 世帯主若しくはこれに準ずる者（配偶者等）であること
- 3) 入居希望日以降、住宅手当を支給されないこと
- 4) 今後3年間の勤続勤務意思があること

〔対象補助額及び職員宿舍使用料〕

第4条 1) 対象職員は借り上げ費用（賃貸料、共益費及び管理費）の20%（千円未満切り上げ）を自己負担とし、残りの費用を法人及び支援事業の補助額とする。但し、法人及び支援事業の補助額は計8万円を上限額とし、上限額を超える費用は自己負担とする。ただし、第5条6項で認められた所得する成人と住まう場合法人及び支援事業の補助額は同居する成人の人数で割った額とする。

2) 在職期間中に退去ができない場合、在職期間以降の費用に関しては全額自己負担とする。

3) 徴収の方法は対象職員の月額給与から控除することとし、入居申請書の提出と同時に対象職員はそのことを承諾したこととするが、別途、労働基準法第24条に基づく労使

協定を締結することとする。なお、徴収は当月給与から控除することとする。

4) 休職、産前産後休業、育児休業等に該当する場合は、法人と相談すること。

〔入居〕

第5条 1) 入居を希望する対象職員（以下「入居希望職員」とする）は、社会福祉法人セント・ジョセフ会聖ヨゼフホーム職員宿舍入居申請書（職宿様式1）に必要事項を記載の上、入居希望日の1ヵ月前までに施設長から入居の許可を受け、法人に提出すること。

2) 契約可能な不動産は、入居希望職員が単身で住む場合の1室、またはシェアハウス（入居希望職員と法人が不動産会社と直接契約が出来る建物）に限る。

3) 入居する職員宿舍は当該施設の10Km 圏内とし、災害時の他施設児童受入に協力することを原則とする。

4) 入居希望職員は、住民票及び入居希望職員の現物給付に対する税計算に必要な書類（年度の建物の固定資産税の課税標準額、その建物の総床面積〔平方メートル〕、年度の敷地の固定資産税の課税標準額）を添えて、社会福祉法人セント・ジョセフ会聖ヨゼフホーム職員宿舍誓約書（職宿様式2又は5）を法人に提出しなければならない。

5) 職員宿舍に入居した入居希望職員（以下「宿舍入居職員」とする）は職員宿舍について、原則として不服申し立てはできないこととする。

6) 法人が借り上げた職員宿舍に入居希望職員が同居させることのできる者は、次に掲げる者とする。

①配偶者

②子

③本人及び配偶者の親

④その他法人が同居を許可した者

7) 宿舍入居職員は借家人賠償保険等の保険に加入しなければならない。

8) 入居期間は、原則として、法人と貸主が締結する普通借家契約もしくは定期借家契約に定められた期間とするが契約期間内に第2条に明示した支援事業の終了日が到達した場合、もしくは法人として本制度を廃止、中止、中断した場合は、そのいずれかの日のうち早く到達する日を以って入居期間の満了日とする。

9) 法人が賃貸住宅を借り上げる際の契約において、貸主から連帯保証人を求められた場合は、原則として宿舍入居職員若しくは宿舍入居職員の親族が連帯保証人をおこなう。

10) 借り上げを許可された者は、所定の手続き終了後、入居可能日から1ヵ月以内に入居しなければならない。

〔入居制限〕

第6条 職員宿舍の入居期限は、宿舍入居職員が児童養護施設等に採用された日から起算して5年以内とする。入居期限が満了したときはただちに退去しなければならない。但し、宿

舎入居職員が貸主との普通借家契約もしくは定期借家契約を個別に締結する場合はこの限りではない。

〔借り上げの取り消し〕

第7条 借り上げの許可を受けた者が次の各号の一に該当する時は、借り上げを取り消すものとする。

- ① 正当な理由なく、入居可能日から1ヶ月以内に入居しないとき
 - ② 入居にあたり偽造の届出、その他不正があったとき
- 2) 前項により入居許可を取り消された者については原則として、今後入居申し込みを受付しない。

〔変更〕

第8条 宿舍入居職員は、職員宿舍に関して内容に変更があるときは、変更日1ヵ月前までに法人に社会福祉法人セント・ジョセフ会聖ヨゼフホーム職員宿舍変更届（職宿様式3）を提出しなければならない。

〔使用上の心得〕

第9条 1) 宿舍入居職員は、善良な管理者の注意をもって職員宿舍を使用し、当法人職員として円満な隣人関係を営むよう心掛けるものとする。

2) 宿舍入居職員は、当該借家契約に定められた事項及び貸主等から発行される重要事項説明書に記載されている借主及び入居者の義務について、自身の契約行為と同様に順守に努めなければならない。

〔禁止事項〕

第10条 宿舍入居職員は法人の事前の承諾なくして、以下の各号に定めることを行なってはならない。

- 1) 職員宿舍を第三者に転貸すること
- 2) 法人の許可なく、定められた以外の者を同居させること
- 3) 職員宿舍を居住以外の目的にしようすること
- 4) 職員宿舍の増改築、施設及び敷地の現状を変更すること
- 5) 周辺の住民に迷惑となる行為を行なうこと

〔費用負担〕

第11条 宿舍入居職員は、個人にかかわる以下の各号の費用を負担しなければならない。

- 1) 電気、ガス、水道等の光熱費
- 2) 自治会費、町内会費等、地域活動に要する費用
- 3) 借家人賠償保険等の保険料

- 4) 入退去時に生ずる鍵交換等の費用
- 5) 転居にかかわる費用
- 6) 駐輪場及び駐車場等の使用料
- 7) 職員宿舍を借り上げる際に斡旋業者に支払う仲介料ならびに家主に支払う敷金、権利金及び礼金、更新料
- 8) その他法人が宿舍入居職員の負担を必要と認めた費用
- 9) 職員宿舍は給与の現物支給となることから生ずる給与所得に連動する所得税、住民税、社会保険料、年金保険料等の税および社会保障に関する費用

〔原状回復義務〕

第12条 職員宿舍の原状回復義務は、理由の如何、程度の大小を問わず、宿舍入居職員が負うこととする。

〔損害賠償〕

第13条 宿舍入居職員もしくは同居人が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、宿舍入居職員の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償することとする。

〔退去事由〕

第14条 宿舍入居職員が次の各号の一に該当する時は、退居届（職宿様式4）を提出し、職員宿舍を退去しなければならない。

- 1) 退職または解雇により職員の身分を喪失したとき
- 2) 自己の居住に充てる住居を取得したとき
- 3) 故意または重大な過失により、法人または近隣住民に著しい損害を与えたとき
- 4) 風紀、秩序を乱し、居住に不相当と認めたとき
- 5) 第7条により入居を取り消されたとき
- 6) この規程または法人の指示、命令に違反する行為があったとき、及び職員宿舍の使用について不都合な行為を行なったとき
- 7) 法律（政令・条例等含む）または公共事業施工ならびに法人のやむを得ない事情により立ち退きを求められたとき
- 8) 入職後5年が経過したとき。但し、第6条により個別に普通借家契約もしくは定期借家契約を締結する場合はこの限りではない。なお、その際にかかる費用はすべて本人負担とする

〔退去期間〕

第15条 1) 宿舍入居職員が職員宿舍を退去するときの猶予期間は次の各号による。ただし、宿舍入居職員の申出により特別の理由があると法人が認めた時に限り退去期間を延長する

ことがある。

①退職したとき・・・・・・・・・・退職の日まで

②購入した住居に移転する場合・・・・・・・・・・売買契約日まで

2) 前各号以外の理由で宿舍を退去するときはその都度協議する。

〔退去手続〕

第 16 条 職員宿舍を退去するとき、次の各号に定めるところによる。

- 1) 退去の 2 ヶ月前までに退去届を法人に提出すること
- 2) 退去するにあたり、宿舍内を清掃し電気、水、ガスの使用中止に関する必要な諸手続きを行ない、精算したうえで引き渡さなければならない
- 3) 宿舍入居職員が退去するにあたり、立退料、移転料その他の名目を問わず、給付の請求は一切認めない
- 4) 職員宿舍を退去するとき、宿舍入居職員は家主の点検を受け、入居時の状態に整備回復し、返還しなければならない、原状回復工事費は、原則として宿舍入居職員が負担するものとする

〔その他〕

第 17 条 この規程に定めのない事項については、理事会にて決定することとする。

〔改廃〕

第 18 条 この規程の改定及び改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、2022 (令和 4) 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正 (第 3 条、第 5 条) 2023 (令和 5) 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正 (第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条)

2024 (令和 6) 年 4 月 1 日から施行する。